

審議結果

次の審議会を下記のとおり開催した。

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和7年11月17日（月）14時から16時30分

開催場所

県庁新9階 議会第5会議室

出席者

天野 潔	神奈川県書店商業組合事務局
いそもと 桂太郎	神奈川県議会議員【委員長】
小川 雅嗣	神奈川県公立中学校長会副会長
佐藤 大輔	神奈川県社会福祉協議会施設部会
関守 麻紀子	神奈川県弁護士会弁護士
渡邊 一弘	専修大学教授【部会長】

審議経過

○渡邊部会長

それではここからは私の方で会議を進めていきたいと思います。本日の出席委員は6名で、いそもと委員長からは遅れて参加するとの連絡がありました。児童福祉審議会の規則の定めるところの定足数を満たしております。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は傍聴希望者はおりませんでした。

会議の公開についてですが、本審議会は神奈川県情報公開条例及び、それに付帯する県の要請に基づき、県の情報公開条例第五条各号が非公開情報と規定している個人情報に該当するような事項について審議するような場合、及び、審議会を公開することにより審議会の公正・円滑な運営に支障が生じる場合を除いて、公開することとなっています。

本部会においては、優良図書の推薦にあたっての個々の選考過程の部分につきましては、非公開とする整理を行っておりますが、本日は非公開となる内容の議題は予定されておりませんので、会議全体が公開の対象となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

本日の議題につきましては、お手元の次第にございますように、協議事項として、「有害興行の指定について」、「青少年の健全育成の取組について」、「青少年保護育成条例について」を予定しています。これから16時まで、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様の御協力を、よろしくお願ひします。

それでは「有害興行の指定について」事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

(「資料1」により事務局から説明)

○渡邊部会長

それでは、事務局から説明のあったとおり、令和7年9月から11月までに県が指定を行った12作品の有害指定については、当部会としても了承することとしたいと思いますが、まず委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

○各委員

(意見なし)

○渡邊部会長

12作品の有害指定については、当部会としても了承することとしたいと思います。

それでは、協議事項2「青少年の健全な育成に関する取組について」、そして協議事項3の「青少年保護育成条例について」に進めさせていただきます。

前回の部会において、久里浜少年院の上野院長に、「少年の立ち直り支援の現場から」と題して、近年の青少年を取り巻く困難や少年非行の傾向とその背景について、ご講演いただきました。

その内容を踏まえまして、本日は、本部会において取り扱うべき県の青少年の健全育成に関する取組の現状を改めて確認し、意見交換を行うことが協議事項2の目的となります。

次に、協議事項3につきましては、県の取組の根拠でもあり、本部会の分掌事務の一つである青少年保護育成条例について、5年に1度の見直しの時期が、来年度到来することです。こちらについても見直しの必要性などを意見交換させていただくことを考えております。事務局から説明をお願いします。

○青少年課長

それでは、お手元の参考資料1をご覧ください。前回の部会において、少年院の現場から、青少年たちの背景にある虐待、発達上の課題、生活困窮、学校・教育など、青少年を取り巻く様々な課題について、上野院長にご講演いただきました。こうしたことについては、図で示させていただいたとおり、非常に多岐に渡ってご講演をいただいたという認識でございます。こちらは、県の各部署で国や市町村などと協力しながら過不足はあるものの対応に既にあたっております。例えば、虐待であれば児童相談所等の対応、発達上の課題であれば障害児者への療育支援など、ここで全てをご説明することは難しいと考えております。そこで、青少年を取り巻く課題のうち、社会環境部会の分掌事務である「社会環境」について、右下の部分ですが、こちらについて改めて現状の県の取組をご議論いただき、今後の施策のご参考とするため、取組内容について担当からご説明いたします。

(「資料2」により事務局から説明)

○渡邊部会長

ありがとうございました。様々な取組が大変力強く展開されていることを心強く思います。これから委員の皆様に、今後の取組についてご意見を伺いますが、この協議事項自体について、また、事務局から説明のありましたスライド等についての確認など、御質問等ございますでしょうか。

まず私から一点確認させていただきたいのですが、スライド7、8について、福祉犯の定義が出てくるのですが、上の青少年保護育成条例違反、みだらな性行為等が減っているとの関係で、令和5年の刑法改正では、不同意性交等罪においては、「同意しない意思を形成したり、表明し

たり、全うすることが難しい状態」で性的行為がなされることの具体例として「立場による影響力」を行使することが示されたり、若年者の未熟さにつけ込んだ性犯罪を抑止するための規定の整備も行われ、青少年保護を強化するということが行われました。この関係で従来、福祉犯として処罰されていた対象が刑法犯に移行して、福祉犯の定義自体が変わったなどということはあるのか、県警からご説明いただけますでしょうか。

それと、次のスライド8の質問との関係で、新たな立法の関連で、性的姿態等撮影等が含まれていますけれども、こここの対象について福祉犯による被害と書かれていますが、刑法改正との関係で統計の取り方に変化が生じたなどということはありますでしょうか。

○少年育成課長

ご質問ですが、特に定義自体は変わっておりません。少年の福祉を害する犯罪ということで、それが刑法で適用できるように、前の刑法で適用できなかつた部分ができるようになったということで、性的姿態等撮影等を含め、定義としては変わってないです。

○渡邊部会長

その他特別法犯などというところがあります。こここのところも仮に刑法犯であれば、この統計にのってくるものもあるという理解でよろしいでしょうか。福祉犯の取り方については特別法犯に限つたものではないということになっているのでしょうか。

○少年育成課長

児童買春とかそういうものも特別法犯ですが、今までと大きく変わってはおりません。

○渡邊部会長

委員の皆様、他に何かございますか。

○天野委員

こんなこと言っていいかちょっとわかんないですけれど、私のところは中区の商店街なのですけれども、それ近くの小学校だと十何か国の子どもたちがここで授業を受けているのです。それで、やっぱり人口は多少減ってない理由は向こうの方が大分入ってきて、また横浜市的人口、中心街として見れば、皆さんに知っているように減ってはいないと思うのですよ、生徒数は。だから、それにおいて、いわゆる家の前の商店街も、いわゆる日本人じゃない方が大分、向こうの方がもう半分以上、商店街を上げているのが実態なのですから、そういう方たちのその青少年の犯罪というのも、あるのでしょうか。PTAとかに聞けば分かるのかな。

○少年育成課長

今ちょっと手元に細かい資料はございませんが、特に国籍だとか関係なく、非行少年だとかそういうものはあります。

○天野委員

なかなか向こうの方も、18歳になると何がいけない、20歳になると何がいけないと、そこら辺の、区別がなかなかついてないと思うのですよね。日本人でもやっぱり、子どもたちも、その18歳と20歳と、そこら辺で全部それが18歳全部一緒だったらわかるのですけれども、そこら辺の曖昧なその年齢差とか、ちょっと理解しない方が多いのではないか。

○少年育成課長

日本人であっても、細かい法律の詳細を認知している、承知しているかというとそうではありませんが、一般に当然やってはいけないことはやってはいけないという認識がございますし、その辺のところは、ちょっと話、ずれてしまいますが、学校等に通っている児童生徒であれば、非行防止教室だとか、そういうものを積極的に、出前授業というか、そういうのに出張っていって、普及啓発をしていると。

○渡邊部会長

事実確認のレベルでご質問はありますか。

○小川委員

スライドの例えれば4番、6番とか先ほどのご説明もあったのですけれども、ずっと下がつていった数字が、ここで2、3年のところでまたちょっと増えてきているという、非行少年の人数とか少年比のところです。今私の学校がちょうど県央地区にありますて、実際に、学校が荒れてた時代ぐらいから私たち教員をやってきてるんですけれども、やっぱり校内暴力だとか、その非行の生徒っていうのは、やっぱり徐々に少なくなってきていて、要するに、悪いエネルギーを外へ出していくっていうのが、どんどん少なくなって逆に家にこもって、不登校であるとか、或いは、ちょっと精神的に、いろいろ問題を抱えてしまうっていうようなことが逆に学校の中では、すごく問題になつてきている流れはあったんです。

ただここ一、二年で、下がりながらのときにはほとんどなかつたような、バイクを盗んで走り回つて事故を起こすという生徒がいたりだとか、或いは、学校間でけんかをするとか、そういう暴力事件というようなものがある。またここへ来て、他校とのトラブルとかいうようなことで、実際に他の市へ出かけていくとか、別の市の生徒同士でタイマンを張るだとかというようなことが、ちょっと日常の生徒指導の中でも、耳にするようになってきています。

それが、たまたま今うちの地区の方で起こっているものなのか。ただ、実際こうやって数字を見てみると、ここ一年、二年で、むしろ増え方としては、今までの下がり方よりは少し急な、カーブで起こっているっていうところについては、県域で集計をしている皆さんの方で、どのようにとらえているのか、たまたまのものであるのか、それとも、これが今後、さらに昔のように増えていくというような分析をされているとか、やっぱり学校としては、危機感をもつてはいる。逆に、本当に私たち今、校長レベルぐらいは荒れた学校を、若い頃にかなりやってきているのですけれど、逆に20代の先生、30代の先生は学校が荒れてるという状況を、ほとんど経験をしたことがない状況なんで、そういうものが起つてきたときに、どう対応するかなんていうところが、これから学校の課題になってくるのかどうかというのは、もし教えていただければと思うのですけれどどうでしょうか。

○少年育成課長

まずこの非行少年の数が、右肩上がりで、また、増加している。これは間違いなくコロナで一旦、外出等を制限されて、減ったというのを、また今、コロナ禍があけて、日常生活が戻つてき、それに伴つてというのは非常に実感をしております。

今、委員が仰る通り、特に昨年だとかは、なぜか背景的なものは、まだしっかりしたものを作つてちょっと発言というか、お答えできませんが、集団での強盗だとか、強盗致傷だとか、そういうものも昨年とか、このところ、もう実際、仰られる通りで、昔というか、本当に一昔前に戻つてしまつたというところは感じております。あともう1つは、やはり今不登校の生徒が多いということで、そういう小中学校に出張つて行って、非行防止教室だとか、そういうのが広報啓発が効かない、届かない生徒がたくさんいるということは事実でございます。今我々としては県の青少年サポート課と、連携を始めたばかりなんですが、フリースクールだとか、そういうところの生徒

に対して非行防止教室のアプローチができないかというところで今、やっているところでございます。

○渡邊部会長

私は犯罪や非行の研究をしておりますが、少年の犯罪・非行の動向としては減少傾向にありますが、先程ありましたように、令和4年あたりから、大人にも当てはまることですけれども、少し上昇傾向に転じております。これについては、今ご説明がありましたように、コロナ禍により社会活動が停滞していたが、規制が緩和ないし撤廃されることによって社会活動が活性化したことにより、少し増えてきていると理解されております。これについて犯罪非行のみならず、不良行為についても増えていることが県の統計で確認されたところでございます。また傾向としては少年犯罪、少子化ということで少年人口という母数が減ったということだけじゃなくて、少年人口比を見ても、非行しなくなってきていたことについての説明がありましたがこの点は気になるところでございます。質的なところを見れば凶悪犯、殺人はそうでもないといえます。強盗のところに少し変化があるのでしょうか。最近のインターネットを媒介とした闇バイトによる強盗が例えれば、経済的背景と結びつくものなのかというところの分析は、まだまだこれから行わなければなりません。

今、委員からご質問がありました、予測というのは正直難しいところでございます。犯罪白書レベルで確認できるところでいうと、少し前の世代については非行のピークが、つまりその年代に非行するのがちょっと前までは15歳だったのが16歳ぐらいまでに上がっていた。それが最近また戻ってきていて非行のピークの低年齢化のデータなどというところが、統計レベルは確認されていますが、そういった近年の青少年の行動の変容なんかが、今ご指摘ありましたように、社会活動の活性化だけを本当に説明できるか、その内実のところの分析が確かに求められているという状況になっている。

また、どちらかといえば若者全体では非社会的であり、内に籠るような活動の傾向が近年確認されていたところ、外に出ていって他校と争いをするといった外向きの活動なんか出てくるというのは、これが本当にコロナ禍の制約が解けたからということだけで説明し切れるものなのか。我々はこういった青少年の行動の変容、その背景にあるもの、社会を取り巻く実態、環境的要因、経済的実態そういうところから分析をしていく必要に迫られていると思われます。学校の現場、政府等の活動というところについての大変有意義な情報を提供してくださったというところで、そういうものと、どのように、我々が向き合っていって、ある程度の展望ないし予測というものを我々の中で打ち立てながら政策展開を考えていくのか。確かに重要なところだと思います。大変貴重な意見ありがとうございました。

他にまず情報の確認というレベルで、ご意見等ございますでしょうか。では先ほどの事務局からの説明を踏まえまして、本部会の分掌事務であります社会環境について、県がどのように健全化を推進すべきか、今後どのような取り組みが必要か、皆様のご意見をいただければと思います。それから今、ご意見いただいたような問題を踏まえまして、県が、若者に行動の変容、質的な変容が見られるのであれば、そういうものをどのように受けとめながら、我々は社会環境づくりをしていくのか、ここは自由にご意見を伺いたいと思います。ご意見等ございましたら、いかがでございましたよ。

委員から先ほど最近の非行、不良行為ということへの関心が示されました、最近の青少年の行動の質的変容およびその変容との向き合いについて何か情報はありますでしょうか。

○少年育成課長

先程申し上げたとおり、質的なものでは集団での強盗致傷というのが増えているという実感がございます。あと、やはり例えば今、不登校の生徒が多い中で、スマホでの書き込みをめぐってのトラブルで、それで学校のその校区の域を超えて、とんでもないということで、それで仲間を募って

とかというのも実際あることはある。これは非常に感じています。

○渡邊部会長

集団の非行といつても、最近はその地域の中での不良グループというのはかつてよりも減ってきていたというような印象を私は持っておりました。青少年が集団を組むにせよ、インターネットなどを介して、広域的につながる不良行為集団なんかを編成しているというイメージをもっておりました。最近は集団型の非行というのは、改めて地域の不良集団が地域のネットワークに根差した形のものが、増えている印象でしょうか。

○少年育成課長

印象としてはその地域の繋がりとかいう、今、部会長が仰られた通り、なぜこの者と、遠いところにいる者が組んで、やりかえしているというのが実はあるということは、私も個人的に感じているところです。

○渡邊部会長

保護司さんなどの話では、地域の非行が見えなくなってきていて、担当の少年が外の者とネットなどで繋がっていて自分の管轄から離れてしまったなんてことを聞いたことがあります。ネットワークの作り方、非行集団の編成のあり方が少し変わってきているというところは受けとめて、そのところをいかに有効に予防していくのかというところは、もう少し事例などを分析しながら検討していく必要があるかと思います。小川委員も最近の非行をどう感じられておられますか。

○小川委員

本当に距離がそんなに離れているというわけでもないのですけれども、やっぱりほとんど連絡手段っていうのは、スマホ等を使った中で、LINEだとかそういう物を使って、行動を共にしている。本当に分かち合った、すごい強力な仲間集団というわけではないのですけれども、本当に手軽に呼んで、手軽に遊んで、また解散していくみたいな感覚ではあります。ですから、昔のように、一緒になっていろんなことをやって、今度はこの仲間から離れようと思ったときに、昔はなかなか離れられないみたいなどころがあったのだけれど、逆に今のケースだと、これちょっとまずいなと思ってすっと引いていくと、それはそれで引けてしまうというような、その辺りは、昔とは集団の質がちょっと違っている。ただ、逆に本当にスマホで、またちょっとしたことにしてすぐ繋がることもできるので、逆に、安心はできないというか、こっちが切れたたら今度またこっちと繋がってたということはありますね。

○天野委員

私が考えたのは、一応、昔は高校教育には学区というのが決められたのですよね。だからこの地区は、ここにはこの学校しかいけない。その時に、レベルが下の人たちは、結局はこの学校しか行けない。だからその学校が、当然荒れ果てた高校になるのが現実ですけれども、今はそんな生徒たちが、どこ行っても良いという状態になりましたけれど、学区というものがなくなったので、だからそれによって荒れた学校がなくなってきたし、その集団で、この学校の生徒が集まって何とかっていうことが、大分昔に比べると、そういう意味で私は減ってきてているのかなと思っています。

○いそもと委員長

遅れて申し訳ありません。今いろいろとお話を伺っていて、これは質問ではなく、なんでしょう、感想でもないのか、自分でもよくわからないまま、ちょっと発言させてもらうところがあるんですけれども、小学生の中で、暴力が増えているというのをちょっと聞いたことがあります、学校内

での暴力が、傾向としては増えているというところから、その子どもたちの変化ですかね、不登校になる生徒も増えてはいるけれども、校内でのトラブルも、暴力のトラブルも増えているというのを、教育委員会とか聞いたりすると、そのそもそものところの子どもたちの変化が出てきているところが、こういった手法に繋がっていったりですとか、その内向きではなく集まって、何かにもやもやしたものをするときとか。すごくこう、イライラしてしまうとか、暴力的な何か考えがすぐに出てしまうとか、我慢ができない。そのような傾向がもしかしたら出てきているのかと、ちょっと個人的に感じているところがある。そういった因果関係みたいなところというのは、これから調べていく部分なのかと思う。もう感覚としてなので、ちょっとその受けとめをしているところがあるのでけれども、そういうところというのはどういうふうに、行政の方としては、とらえているのですか。とらえてないという場合でもいいのですけれども、これからというところもあるから、どうかなという気もするんですけれど。

○渡邊部会長

児相など県の方で把握しておられるイメージなどございますでしょうか。

○子ども家庭課長

児童相談所における相談種別の中でも、いわゆる発達障害における相談というのは増えている傾向にございます。知的には軽度の障害があり、発達障害の診断も併せ持つお子さんに、療育手帳が交付されるということも非常に増えております。直接的な原因とまでは言えないですけれども、やはりコミュニケーションがとりづらいお子さんというのが増えているのかなというのは印象としてございます。それに伴う児童間のトラブルであったり、保護者の方も、子育ての中で手を持て余してしまって、虐待に至ってしまったというような傾向は、比較的増えてるのではないかと思っています。

○いそもと委員長

そこが非行とどう結びついてくるのかなというのは、関係性もあるんじやなかろうかという視点で見ていくべきなのかとちょっと思ったので、発言させていただきました。

○渡邊部会長

いじめなど、非行の陰湿化などというところはよく言われていましたが、表立ってわかりやすい暴力をするようなケースが増えているということについては、その背景がなかなか分かりにくいというところでございます。集団を編成する道具、手続き面でやはりインターネットを介してということが多いというところで、やはりこの点と向き合うことが必要になるかと思われます。今日のところでも、いろいろ活動の中で、スマホ、ネット等についての啓蒙活動というところがありますが、その中で、例えばスライドで言うと 51 番なんかでも、いろいろ、実施テーマ等をご紹介いただいておりますが、出会い系といいますか、確かに気軽に S N S などで、こういう交流ができる、直接メッセージを伝えるという、このインターネットというものの出会い系が、悪影響、不良化の一つのキーとなっているところで、インターネットを通じた出会い系と、そのあたりについても少し教育を強化してよいのかなというような印象を受けます。ただこれは付け焼刃といいますか、差し当たりいまできることであって、やはり少年の行動変質をもたらす本質的な要因と、様々な分野で向き合うことと合わせてやっていく必要があると感じるところであります。

あと後の協議事項ともかかわりますが、自治体によってはやっぱりインターネットが、子どもの不健全な発達にやはり大きく寄与しているというところで、ネットの使用を規制するような条例ができるかというところがあります。これを神奈川県でやるようなことはなかなか難しいところもあると思われますが、そういう発想が出てくるというところも理解できなくもないところもあるとい

うところです。やはり、インターネットの使用というものはこれが様々な問題行動に繋がっていくというところが確認できましたので、そのインターネットとの向き合い方をどのように指導していくのか、これは本部会の所管である社会環境という観点からも極めて重要なことだと考えます。他に委員の皆様、どのようなお立場からでも、どのような意見でもいかがでしょうか。

○小川委員

今のお話から、やっぱりこういろいろなトラブルというのは、スマホだとかインターネットとか、それからスタートしてるというのですかね。学校等でも情報モラル教室であるとか、そういったSNSの指導というのは、してはいるんですけども、基本的に学校には、持ってこないというふうに公立の小中学校については、そういう約束をしてやっている部分があるので、実際子どもがどういうふうに使っているかっていうのは、どうしても見えない状況があります。そういう状況からすると、例えば、何歳以下であるとフィルタリングを必ずかけてくださいっていうような、スマホ持つ子どもたちが本当に増えているので、中学生といえばもうほぼ全員持っているというような状況の中で、フィルタリングを、要するに保護者と一緒に購入をしてフィルタリング多分かける手続きとかをして、保護者の意向で、フィルタリングかけたりかけなかつたりというのが、あつたりするのかと思うのですけれど、それはどれぐらいですか。急な話ですが。

○事務局

資料3の方でその辺の数字についてご説明いたします。

○渡邊部会長

社会環境という観点からすると、今、若者がスマホを持つこと自体、これについては、なかなか働きかけを行うことも難しいのですが、今日もソフトバンクとの取り組みなんかについてご紹介いただきましたが、スマホの業者やインターネットのプロバイダなどの民間事業者にも若者に生じているインターネットを媒体とした問題と向き合うというようなことを、自治体としても取り組んだ上で、民間事業者行ってもらうべき活動について提言を行っていくということは今後の活動で重要なかもしれません。このあたりソフトバンクの例を挙げていただきましたが、スマホ等の他の事業者等と似たようなところで行っておりますでしょうか。

○青少年課長

一応ソフトバンクさんに関しましては、ソフトバンク側から一緒にやりたいとご提案をいただき、県の後援が欲しいということの中で、協力体制を敷いているというものでございまして、もちろん他の事業者からお話をいただければ、協力するのはやぶさかでないということです。県庁ではそういう形の取組をしております。

○佐藤委員

今先程いそもと委員長からお話があって、本当に、こども基本法というのが、その社会の何ていのうか、子どもが将来にわたって幸福な生活を送れるような社会を目指すといった取り組みというところである中で、その定義というところが、18歳未満のものを示すだけではなくて心身の成長段階である人を広く含んで年齢を特定せずに、成長段階に応じて、支援が途切れないようにというふうに定義されてるというところがあるというところで、その中に、やっぱり、何でいうんですか子育て支援というところでは、その家庭を基本にというところだと思うんですよね、基本は。それでも同様に環境、社会全体で子育てをするというか。そのような環境を目指すというところの中にその家族の、困り感というのですかね。何かそこの部分も含めて、例えば共働きだったりとか、いろんな状況もあるとは思うのですけれど、そのような環境の部分でのその家族の困り感を、子どもと

一緒に聞かせてもらうか。なんかそういうふうなのも何かこう、気になるなというところではあります。

○渡邊部会長

児童相談所などから最近の家族のあり方等について、何か感想などはございますか。

○子ども家庭課長

核家族化もありますし、やはり家族背景が変わってきた中で、様々な問題が起きているというのをございます。最近の例で言いますと、スマホを巡る親子間のトラブルというのは、非常に増えしておりまして、子どもの方が家を飛び出してきて一時保護求めるなど、そういったお子さんの一時保護の件数が増えてきています。また、お家に戻るための調整に時間がかかることで、一時保護所の定員が超過している状況があります。こうしたことは一因に過ぎない話ではありますけれども、現在、家族だけで問題を解決していくというのが難しくなってきている状況だと認識しています。

○渡邊部会長

スマホを巡る親子のトラブルとは具体的にはどのような状況なのでしょうか。

○子ども家庭課長

そうですね、例えば子どもがスマホを使い続けていたところ、保護者の方が家の Wi-Fi を怒って切ってしまって、それで子どもとトラブルになる、そういうケースが増えています。

○渡邊部会長

スマホの利用については家庭レベルでもその問題に気づいているけれど、なかなか親でも有効な指導ができないという状況のようで、憂慮すべき状況にあると思います。他にいかがでしょうか。ありがとうございました。ただいまのご意見等を整理して、事務局は引き続き、社会環境の健全化にしっかりと取り組んでいただくようにお願いします。

○関守委員

すみません、一ついいですか。SNSとの付き合い方は問題だと思っていまして、言葉では闇バイトとか依存とかダメだと分かるのですが、大人の人でも騙されてしまうこともありますし、どこからどこまでが大丈夫か、本当に難しいところもあると思うので、実際には、被害に遭ったとき、困ったときに、悪用されてしまったときに、どこに相談すればいいのか。誰に頼めば一緒に助けてくれるのかといった情報も併せて提供していただいた方が良いのかと思います。学校にはスマホを持ってはいけないという形の上ではそうなっているのかもしれませんけれども、他方で、学校の連絡もスマホで来るような使われ方をしている中で、なかなか大人と子どもも含めてスマホとかSNSとか切り離された生活はできないので、リテラシーを高めるというのと、裏表で、本当に困った人がどこに行けばどういうふうに助けられるのかというのを、例えば、トラブルがあってもどこに相談していいか分からなくて、行政のネットのところでネットトラブルと言って、そこに電話しても、ここに電話したら解決するかもしれませんよと、たらい回しに遭っている。本当にダイレクトに被害の回復を手伝ってくれるところにたどり着かないというのもあって、青少年に対してリテラシーを高めるとともに、本当に困ったときにどこに連絡するか併せて窓口を用意することが、子どもの自立を高めていくことの一つの助けになるかと思います。県としてご検討いただければと思います。

○事務局

困ったときに相談する先について、チラシなどを活用して、例えば県民に対する出前講座などで配布しております、資料の25ページに記載があります。字が小さくもうしわけありません。

○関守委員

総合センターに電話しても、こういうやり方がありますよと一般的な情報の提供で終わっていて、本当に困った人に具体的な解決策にダイレクトに届くものになっていない印象があるのでけれども。

○事務局

具体的な被害というと、先ほどの性被害ですと「かならいん」ですとか、誹謗中傷を載せられたときには、ちょっと確かに窓口が分かれてしまっています。

○関守委員

分かれているだけでなく、相談センターに頼んでもすぐに削除のやり方を教えてくれるわけではないのですよね。やり方がありますよと言うだけで。

○事務局

相談窓口が削除してくれるわけではないので、すぐに結びついてはいないです。

○渡邊部会長

たくさん相談の窓口を紹介していただいて、これは大変有益だと思うのですけれど、ワンストップセンター的などどこかよろず窓口みたいなところに連絡すれば、全ての求めるべき解決策につないでくれるみたいな、そういう窓口を設定するような構想は今のところはあまり考えていないのでしょうか。たくさん窓口を増やすことの方が有効であるのか、それとも、一つのところで必要なところに繋がるような総合窓口を作ることが有効なのか、この相談窓口のあり方については事務局ではどのようにお考えでしょうか。

○青少年課長

委員がおっしゃったような、こういったいわゆるスマホ関係というか、ネットに限らずお話を聞くことがあるのですが、青少年課で総合窓口、ワンストップとしての「子ども若者総合相談センター」を持っているのですけれども、総合相談窓口であるがゆえに、あらゆる相談を受け付けていて、じゃあ実際にそこで何が行われているかというと、いただいた相談の内容をある程度整理した上で、傾聴し、そういう相談であれば、こちらの相談窓口に、となり、総合相談窓口であればあるほど、仕分けというと変なのですけれども、どちらの相談内容だったらこちらが良いと思います、みたいな、そういう内容になってしまいます。

県も市町村もいろんな相談窓口がありますが、相談窓口は解決をしてくれないのか、というようなご指摘はしばしばあるのですけれども、例えば、スマホに関わるトラブルと言いつつ、実際に本当に深刻な問題であれば、そもそも警察に連絡してくださいというか、実際に県民の方からのお便りですか、お電話でいただくところもあるのですけれども、本当に深刻な場合は、警察の方に大変申し訳ないですが改めてご相談ください、としてしまうことが多いです。

そもそも相談窓口の、根本的な難しい部分というか、ご期待と実際にお答えする内容とのギャップというところは確かにあると思うのですが、なかなか、その窓口に配置される職員も委託の場合も含めて、あらゆるスキルを持った人を配置するというのは現実的に難しい中で、どうしても窓口の振り分けというか、あちらにご相談くださいみたいな形になり、結果的にそこに相談すると、またそこからご案内されたりして、たらい回しのような印象を持たれてしまうところであろうかと思

います。

一方で、現状は県以外も含めて、なるべく気軽に相談できる総合相談窓口を増やし、逆に言うとそれはうちじやないですということは言わずにすべて受けて、そこからなるべく適正な窓口にご案内するというような構造になっているところがあります。

なかなか個人情報の問題もあって、相談者に成り代わって、すぐに我々が警察に連絡しますと、ちょっと言いづらいところも正直あって、こここのところはご相談いただいている方のご意思に任せるというところが、ちょっとジレンマというか、なかなか難しいというところがございます。すいません。答えになってないかもしれません。

○関守委員

例えば親とか成人の人から電話がかかってきたときに、こちらにおかけくださいは良いと思うのですけれども、子どもから連絡があったときに、子どもはどうしようもないと思うので、子どもの場合は一回で割り振って終わりにしないで、そのあとフォローするような解決に向けていけるような窓口もあると、スマホ被害の軽減に役立つ気がしました。

○渡邊部会長

多機関連携の有効性を強調すれば、逆にいろんなところに所管が分かれてきて総合化するのが難しくなることも考えられますね。有効な対策、制度、社会環境を作ろうとすると、そのデザインのあり方も改めて、どれが本当に有効なのか、なかなか難しい問題があるというところであります。このような多様なチャネルで一生懸命対応の検討をしてくださっているというのは大変心強いことでございますが、たらいまわしの懸念なんていふところも出ましたので、なお有効に機能する制度のあり方など、今後、本審議会で検討していく必要があるのではないかと考えました。

○天野委員

その実際に県の窓口というのはあるのですか。電話だけなのですか。どつかの場所に実際に相談窓口というのはあるのですか。電話だけ、最初は。

○青少年課長

先程の窓口は電話と、面接のご希望があれば面接ができますし、あと最近やっぱりSNSのLINE相談も多いと聞いています。これは、若い方なんかは、お電話はそもそもしたくないというか、しづらいというパターンも多いようなので、そういういろいろな手段を、窓口にもよるのでけれども、対応しているという状態でございます。

○渡邊部会長

窓口については行政などが対応できない夜間なんかに対応しているNPOなんかは、神奈川県にはあるのでしょうか。

○青少年課長

実は子ども若者関係のNPOに、そういう相談を委託して補助金を払う、そういう事業もやっていまして、各NPOが独自に相談に乗っている、例えば若者の保護ですとか、あるいはフリースクール的な活動をしているようなものもあるので、相談内容にしっかりと合致していれば、それこそ今からじやあウチに来なさいというといった対応も可能なので、そういう事業も行っていますし、状況によっては、県の方が相談された方をそちらにご紹介、協働するという事業もやっております。

○渡邊部会長

大変素晴らしい連携であると思います。ありがとうございました。この点については、よろしいでしょうか。事務局におきましては、引き続き環境の健全化に取り組んでいただくようお願いします。それでは次の協議事項に移ります。協議事項3ですね、青少年保護育成条例について、事務局からご説明お願いします。

(「資料3」により事務局から説明)

○渡邊部会長

今事務局から条例の見直しについて説明がありました。必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性という5つの視点について、それぞれ検討内容案というものも示しながらいただきながら、ご説明いただきました。子どもを取り巻く環境は大きく激しく変化しますので、実際にその都度修正をするかどうかは別として、5年ごとの見直し、その規定が設けられていること自体は極めて有効ではないかと思われます。これからご議論いただきますが、その前に、今の事務局からの報告について事実確認のレベルで、確認したいこと等はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○渡邊部会長

それでは議論の方に移らせていただきます。改めまして、令和8年度で、5年ごとの見直し規程に基づいて見直し作業について検討する必要があります。現在の条例の規定の概要について、今ご説明いただきました。これを踏まえて、新たな課題や見直しが必要な点があるかどうか、ご意見をいただきたいという事務局のお話でございました。これについて委員の皆様、いかがでしょうか。

必要性という点については、先ほどの福祉犯の話でも申し上げましたが、刑法という国の法律でも、児童の保護というもの、特に性的保護というものについては、保護が強まっているというところであります。刑法との関わりというところというだけではないですが、例えば警察の方では不良行為少年という表現も出てきましたが、継続補導などについて警察では取り組んでおりますが、このような活動を実施していくうえで、やはり現在の青少年保護育成条例が持つ意義というものが強いとお考えでしょうか。

○少年育成課長

非常に有効というか、実際子どもたちで、明らかに14、15歳だとかいう年齢ではなくて、ちょっと見た目が微妙な年齢の外出目的だとか、特に11時から4時の間で、確認の意味も兼ねて少年に声をかけると、もう向こうから子どもたちの方から、俺19だから、条例関係ないから補導の対象ではないよねという言葉が出ていくのはもう今は当たり前なので、かなり条例というのは、はつきりした条例名だとか、根拠規定は認識はしていないんでしょうけれども、広く県民に周知されてるのかなと考えております。

○渡邊部会長

必要性、有効性というところからもお話をいただきました。他にいかがでしょうか。

○関守委員

質問いいでしょうか。条例の22条の利用カードというのは何でしょうか。

○事務局

テレクラの利用カードのことです。

○関守委員

何か分からぬものに罰則があるのはいけないと思うのですけれど、利用カードというものが条文を読んだだけでは分からない。

○天野委員

今テレクラというのではないんですよね。

○事務局

まだ県内に数店舗あるみたいです。

○天野委員

今でも残っているのですか。カード類が売っているのですか。

○事務局

今手元に販売状況について資料がありません。

○関守委員

それはカードを使うものでしょうか。カードじゃないやり方をしているのであれば、それについてどうするか検討しなければいけないと思います。条例上何が禁止されているか分からないのはよくないので、利用カードが何かということは定義をしないといけないと思います。

○渡邊部会長

条例 22 条の利用カードについては、現在も社会の実態に即して、これを設けているか。りますが、また、条例については不明確な立法方法について、罪刑法定主義の問題、明確性の原則から争われるという事例も見られますので、条文の規定方法は重要な問題です。現在の状況とこの必要性というものについて事務局はどのようにお考えでしょうか。

○事務局

補足させていただきます。参考資料3の7ページ一番右上の方です。利用カード販売の禁止ということで、いわゆるテレホンクラブにつながるツーショットカードをいっており、条例で、こういった名称は使っていないんですが、この条例を周知する、こういった広報物でどういった物かというのは周知しております。

○関守委員

県民への周知ではなく、条例上、利用カードの定義というのはどこに規定されているのでしょうか。

○事務局

条例の7条の8号に利用カードの定義がございまして、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業を営む者の提供する役務を利用するため必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品で

あつて、提供される役務の数量に応ずる対価を得て発行されるものをいう」とされております。これに関する条文が第22条利用カードの販売等の禁止及び第23条利用カードの届出で、「利用カードの販売を営もうとする者は、販売を開始する10日前に、販売をする場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない」ということで、自動販売機等で収納して青少年が利用カードを入手したりしないようなその販売場所等について届けださることで、県のコントロールが及ぶという規程でございまして、現状新規で利用カードの販売店の届出が出されることはないのですけれども、過去に届出をされた店舗が残っていて、廃止の届出をされるまで管理として残っている状況でございます。

○関守委員

利用カードの無店舗型電話異性紹介営業というのは、届出制なのですよね。どれくらいあるのかということと、実際の料金の支払いを利用カードなんて使っているかということ。無店舗型電話異性紹介営業の実態、どういう実情なのか。

○事務局

風営法の店舗なので県では承知しておりません。

○少年育成課長

風営法ですと公安委員会になりますので、今、手元に資料がそろっておりませんのと、ちょっと、ご回答がしっかりできる数字なのかどうかということを含め、今は、ご回答することができません。

○天野委員

それに伴って、いわゆるこの利用カードというのはそのテレホンカードなんかで繋がるものだけというのか、例えば、売ってるものに対して、例えば、ちょっと変な言い方なのだけれど、人妻と話せるとか、熟女と話せるというもので3万、1万円、5,000円のカードなんかがあるのですか。そういうのもあったりする。自分の家で売っているのですが。

○少年育成課長

規制というか届出の内容を、ちょっと今、全く、私も専門的な分野ではないのですけれど、確認をしてみます。

○渡邊部会長

条例の定義規程に関しましては、例えば利用カードのところがかなり根拠法であったり対象が明確に示されておりますが、今のご質問のように、類推的に適用されているという状況があるのでしようか。利用カードなど具体的に対象というものを条例上明確にしているところで、これまでに当初の条例の射程を広げてこのような条例での規制が適用されたなんていう例は神奈川県ではございますか。把握されている限りでよいのですが、例えば実態としては、直線的な根拠条例で示されたような対象以外にも、似たような風俗営業等があるから青少年保護育成条例を根拠として、規制だったり管理をしているなんていう実態というのはございますでしょうか。

○青少年課長

私は課長3年目なんですけれども、この関係で、大変恐縮ですが実際に例えばホテルで何かあつたりとか、具体に条例が適用されたということを知らないです。大変申し訳ないです。ほぼ使われてないという状況だと思うのですが、いずれにせよ現状を存在も、実際には使われているかというところも含めて、今ちょっと数字を持っておりませんので、改めて確認させていただいて、報告さ

せていただきたいと思います。

○関守委員

伺いたいのは実際に利用されているかということと、その類型のサービスが提供されているとすると、カードではなくて別のやり方でできるのではないか。条文だとカードその他物品の売買でないと対象にならないと思うので、実態ですね、どこかにお金を払ったらつながるようなやつだとすると利用カードにはならないので、現状でどういう実態や必要性があるかということ。

○青少年課長

まとめますと、実際にそもそもこの利用カードというものの、利用される実態は、そもそもあるのかどうかというところと、それを活用したサービスというのはまだ提供されているのかどうか。またそもそも利用カード自体がもう死滅していて、他の代替手段でやると言ったならば、それはいわば条例上、利用カードを規制しても意味が事実上失われていて、他のちょっと違うところの規制とかが適用されるべきではないかといったところの視点でしょうか。

○関守委員

それを他のやり方で規制しなければならないほどの利用状況なのかも知りたいです

○青少年課長

申し訳ありません。確認させていただきたいと思います。お調べして報告したいと思います。

○渡邊部会長

新形態の事業の、有害なものについての規制の必要性ということについては情報いただいてから改めて検討ということになりますが、先ほど事務局のご報告の中でこの利用カードについては、現在実態としてあまりこれに書いてある規制ということはないけれども、かつて届け出があったものについて、まだ管理は継続しているという状態があるということですね。使われてないけど、まだ明確に廃業はしていないため管理下にあるというところを踏まえますと、この規定について、今回の見直しの時点で条文から外すかどうかということについてはなかなか難しい判断でございます。まだ一応店舗として一応届け出が残っているというところがございますと、一応今回の令和8年のところでは、管理状態が残っているのであれば、とりあえずこれについてはまだ維持しておくという考え方もございます。管理というところ、一応今後の登録されている事業者がどのような対応するかわかりませんが、やはり青少年に有害な営業形態であるということは間違いないと思われますので、当面管理状態を維持するという意味で条文を維持するということは考えられます。

○関守委員

さらに本当に酷い実態があるのであれば、規制の対象を広げなければいけないとも思います。

○渡邊部会長

この問題、この利用カードの条文の維持というものと併せて新形態に合わせた実態、例えば何か今の条例などで対応しきれないような新たな営業の実態などについて、そのようなものがあるというご認識でしょうか。新たな性風俗型の店舗、今の条例が想定してなかったようなもので、対応しきれてないようなものがあるというふうに思いますか。

○関守委員

この条文は携帯電話が普及する前の条文なのでしょうか。

○渡邊部会長

5年ごとに見直されていて、私も委員2年目なので、よくわかりません。5年前の見直しや10年前もあったと思われます。

○関守委員

そもそもどういうものなのでしょうか。公衆電話のテレホンカードみたいなものですか。どうやって使うものなのでしょうか。買うとQRコードのようなものがあって、読み込めばその時間は使えるようなものですか。あるからにはどういうものか把握しておいたほうがいいです。

○青少年課長

本当におっしゃるとおりです。

○渡邊部会長

風営法における無店舗型電話異性紹介営業というものが何なのか、この条例の想定するところについても、今日はちょっと難しいと思うのですけれども、教えていただければと思います。先程委員から、人妻に繋がるという、ああいうところの営業形態は、県としては認識されておられますか。規制済みということですかね。

○天野委員

こういう利用カードを販売するとすれば、そのカード利用に関しては、例えばそれは3,000円分、5,000円分、1万円分ずつで販売しているもので、いや、いわゆるQRコードがついていてそれでやる。テレクラに繋がるものに関してはわからない。もうそれ以外のカード、そういう方とお話をするとそういうもののカードに対して、知事への届け出というのではない。だからカードの種類が違うのかな。あくまでそれの話をするというものがあって、その先はわかんないですよね。お客様も話して、その先のことはわからないです。完全にテレクラというものがあるという前提としているカードです。そこら辺のいわゆる違うカードもある。そういうお話をするカードというか。

○渡邊部会長

お話をいただいた風営法の規制対象となっているのか含めて、その実態がちょっと今現時点では把握できないところがありますので、もし県の方で把握されている新形態なんていうのもあるというようなものがあったら、情報提供いただければと思います。規制していくことになりますと、その具体的な営業の実態踏まえてということが求められることになります。明確な情報に基づいての議論ということも求められます。他いかがでございましょうか。

○小川委員

先程ちょっとフィルタリングの話を伺って、やっぱりそんなに高くはないんだなというのを改めて感じたところです。今までずっとお話を聞いて、例えば、子どもたちに見せたくないようなものだとか使わせたくないようなものを売っている業者であるとか、そういうものが子どもたちの手に入らないようにというような、いろんな規制だとか見回りだとかっていうのを、本当にこう事細かにやっていただいているんだなというところは、よくわかったのですが、ただ実際に今中学生とかを見ていて、実際中学生はお金を持ってないので、実際そういうものを、年齢的には、買ってはいけないものだけれど、お金を持って、例えば年齢を誤魔化して買おうとかいう子どもはあんまりないかな。例えば、映像とかであれば、もうスマホは持っているので、フィルタリングがかかってなければ、子どもに見せたくないような画像というのを、簡単に見ることができる。それも、そのス

マホにかかるお金くらいで、例えばあなたは 18 歳以上ですかみたいなのが出てきたとしても、もう、18 歳以下ですなんていうボタンを押す子どももなく、多分そうやって簡単に実際に見ているのが現状かなというふうに思います。

それで、すべての子どもたちが、そういう部分の中でスマホを持つことが、危険というわけではなくて、ちゃんとルールを守るし、それから、きっちと親御さんと約束をしてそれをきっちと守ろうとして正しく使う中学生がやっぱり圧倒的には多いのですけれども、中には、そういうものを使って自分の興味のあることだとか、そういうものに関しては、どうしてもそういう枠で我慢できないだとかというところはあって、実際にはそういう目をくぐっていたりだとか、あとはもうちょっと、心配されるものだったりすると、例えば、薬物だとか、中学生あたり多いんですけど、オーバードーズといって、市販薬を買って大量に飲んで、それが薬物中毒のようにそういうことをしないと自分がもう精神的にいられないなんていう子どもは、ほんのわずかなんですけれども、いたりするような状況の中で、そういうのも普通に、ネットで購入できるかというと、当然購入できないようなものもあるので、そうすると子どもたちはどうするかというと、インスタとかXとかそういうところで、何歳の中学生ですと今こんななんで、こういうのを欲しいのですけれども誰か何とかしてくれませんかみたいなことを言うと、ちょっと成人の男性とかそういうのが逆にそれに返ってきて関係を作って、あげるから、どこで会おうよとかみたいな、そういうところなんかも、実際にはやっているような中学生なんかもいたりするというところの中では、逆に、中学生の方が変に誘ってたりだとか、例えば、大人がそれに乗って、何か性行為とかに及ぶ、先ほどもありましたけれども。今、法律がきっちと決まっているので、タダで得られないというようなこともあるけれども、やっぱりそういう誘いに乗ってくる大人も、現実結構いたりするというようなところを考えたりすると、それだけでというわけじゃないんですけども、そのフィルタリングだとか、こういうことだけは、例えばできないみたいな部分というのがもう少し、できないものなのかと思います。それだって、逆に大人からスマホ借りてあげるよと言って、使っていいよとかとやられちゃったら、フィルタリングもかかっていないものだったりはするのかもしれないのですけれども、実際にそういうことに繋がってるとか、そういうことをやっているっていうような話も、中学校の中では出てきたり本当にそんなに数は多くないんですけども、出てきたりっていうところもあって、もちろん条例なので、すべてそういう子たちをターゲットにして条例を作るというわけではないのだろうとは思うのですけれど結構そのネットの社会の中にすごく、次から次へと抜け道があって、大人だったりとか、そこに乗っかる中学生、中学生というか若者たちというのがあって、薬物につながったりだとか、性行為をして対価をもらうみたいな若者がいたりだということがなかなか無くならない。ですので、大体、決めつけるわけじゃないんですけども、そういう、ご家庭の親御さんどうしているのかというと、もう子どもに任せている、ほとんど構わないという保護者だったりとか、或いは逆に、構っているけれども、子どもに反抗されてしまって、逆に、子どもの言いなりになってしまふというんですかね。何かしたらスマホやっていいわよとか、もう子どもが親をコントロールしながらやったりしているところがあるので、なかなか、難しいなあというところはあります。それをこの条例だけで何とかする、すべてを無くすというのは難しいかなとは思うんですけども、スマホの悪い使い方というのをなくすためにいろいろな制限ができるかなというのは感じています。

○渡邊部会長

先程の協議事項でも話題になったインターネットを取り巻く環境の整備というのは確かに深刻な問題であり、実態というものをより正確に把握するということが必要であると思います。それとあわせて、この条例という道具を使って、どのように対応するのかということを検討する必要がある。神奈川県でもサイバーパトロールなどにも取り組んでいただいている。オーバードーズ、薬が欲しいからということで、SNSで発信している実態もあるということについては、警察ではどの

ように把握されているのでしょうか。

○少年育成課長

サイバーパトロールの過程で把握する場合もありますし、少年相談で把握する場合もありますし、相談を県内各所でやっていて、非行に絡んでそういう問題を把握しておりますが、具体的に、オーバードーズのための薬の売買、もともと市販薬ですので、なかなかそれだけに特化してというのはちょっと難しい。

○渡邊部会長

ありがとうございます。先程ドラッグストアなんかにも立入調査している話もありました。先ほどの協議事項の中で神奈川県ではちょっとスマートフォン等の規制については条例レベルではなかなか難しいという、私個人の見解を述べてしまいました。しかし、豊明市などでは、これは確かに報道でも報じられておりましたスマートフォンの使用制限というところ、条例レベルで決めたというところがございます。確かに子どもの問題行動にスマートフォンというものが、道具としても、入口としても大きく影響しているという実態があることは、これまでのお話から間違いないと思います。条例でこれを規制していくことは必要なのか、また有効なのかというところ検討する必要があると思いますが、委員の中で、神奈川県での条例としての取り組みについて、何かご意見はございますか。

○関守委員

豊明市の条例も罰則があるわけではなく努力目標なので、こういう形で行政が意見を発信していくというのは、私はありなのかなと思います。ただ前提としてよく行政として研究して、行政なりの知見をもつ必要があると思っています。例えば睡眠では、WHOの推奨する睡眠時間が神奈川県では睡眠が足りていないとか、研究を踏まえて、説明ができる、県民にも説明できる、意見を聴くような場をもって、最終的には議会で議論してもらうのでしょうか、神奈川のオリジナリティをだして健康とか子どもの環境を守るためにというのはありえると思うのですが、その前に神奈川県ではこういう問題がありますと認識して共有する必要があると思います。

○天野委員

それには多分、今小学校、中学校で全部タブレットでやっていますから、例えば小学校1年生程度でタブレットを授業で週何時間とか、そういう具体的な数字をもって、ただ、条例としては、目が悪くなる、姿勢が悪くなる、そういうところを持っていってやっぱり時間制限を設けますという、その具体的な数字を出して、行けば何とかするようなことができるのではないのかなという自分は思う。

○渡邊部会長

43ページ開いていただいてよろしいでしょうか。行政からの考え方等の発信については、いろいろな形式があると思います。例えばこのグランドデザインというものの中では真ん中のところでスマートフォン等の適正利用の促進などの取り組みを示しているというところがあります。ここでも、具体的な時間の指定とかそういうことまでは踏み込んでないかもしれません、ある程度県としての考え方を示しているということで、ここでの例えば「取り組み」のところで、具体的にどれぐらいまで踏み込んで示しているのか、また、県としてはこういう政策デザインを示すということと条例として規定するということについて、どのように重みに違いがあると考えているのか、お考えを聞かせていただけますでしょうか。

○青少年課長

今、ご説明として、現状の条例レベルではフィルタリングの関係の、書面提出義務ですね、それを定めているのが条例です。もともと法律でフィルタリングの提供等、そういったことは事業者の方でお子さんが18歳未満が携帯の契約をするときに、そもそもフィルタをかけますよと説明する義務があり、それは親御さんがいるといつた場合には、それはかけなくていいという定めになっているところを、条例で上書きといいますか、その携帯の親御さんがかけないという場合には書面で提出する。若干ちょっと重くして書いて、それにより、ある意味では面倒にすることにより、もしかしたらそこでもう書面までは面倒なので良いですと、実際問題あるかなと思いますが、そういう形にしていると。

それで、スマホの利用時間は非常に長時間に渡っている。さらにここ数年でもかなり低年齢化及び時間としてもかなり伸びている。先ほど委員おっしゃられた通り勉強中で使ったりするので、合わせて結構長くなっているのかなというところも、若干個人的に思っているところではあるのですが、そこに関しましては県のスタンスとしては啓発の中でも、あくまでもその自らルールを定めて、出前講座などでも、親御さんと話し合って、その適正な時間というのは、家庭で話し合う、押し付けると実際私の子どももそうですが、第一にどう逃れられるかを考えると、そこはちゃんと親御さんと話し合って、そもそもその実際の無茶な時間ではないぐらいして、責任を持たせるような取組が重要かと考えております。

あと先程の通りそのエビデンスといいますか、それによって神奈川県でこんなに睡眠時間が極端に短い、もしかしたら短いかもしれません、そういったところあれば、またそこで改めて考えるということで、現状では、家庭のルールというか、家庭に委ねるスタンスです。この間のみらいフォーラムで子どもの側からどういう時間が適正だと思うみたいに、そこを引き出して、私も参加したのですけれど、子ども側から例えば3時間ぐらいは欲しいが、その上でどうしようみたいなところで、いろいろと親御さんと話してもらえたと。そういう自主的な取り組みというか、といったところを尊重するような流れで啓発などを取り組んでいます。

○関守委員

今、グランドデザインのことを教えていただいたのですが、青少年保護育成条例のしおりでは、一番最初にスマートフォンの使い方についても内容が記載され、子どもを取り巻く環境でSNSの使い方とかすごく重要なよねと実感できたのですが、グランドデザインでは出てこないですね。青少年保護育成条例で、これが重要であると考えているのではあれば、グランドデザインにも、もう少し重要な扱ってもらえるように押し込んでいくべきであると思いました。こうしてみるとすごく大事だと分かるのですが、評価報告書にはスマホのことはほとんど出てきていない。子どもの環境を守るために取組がこちらにはないなあと思います。

○青少年課長

いただいた意見を踏まえ、ぜひ押し込んで参りたいと思います。

○渡邊部会長

県としてやはり今のスマートフォン等の利用について、何かしらの働きかけをしていく必要性は高いところでございます。いろんな形で県としての発信が求められる中で、条例というものについてどうするか。豊明市の条例制定もかなり社会的に注目されましたけども、神奈川県として条例レベルでここまで提言するかどうか。やはり条例というものの持つ、県としての重みというところもございますし、社会的に大きな注目を浴びるというところでございます。もちろん、これには議会の方で検討いただくことになりますが。

○いそもと委員長

個人的には、豊明市の条例は素晴らしいなと思っていて、いろんなことを言う方がいるけれども、目標とか、こうあるべきじゃないかというのを、条例として、示していったっていうのは、私は強く、評価しているんですが、本県としてどうするかというところは、悩むところではありますけれども、まずは、今日、議題となっている、すでにこの条例、青少年保護育成条例で、この4章の中に、こういった例えればすけれど有害性を示すような部分であったり、その知見を生かした具体的な適正利用、そういうものを入れていくっていうのは、この条例に馴染むかどうかというのは、ちょっと議論していくべきかというふうに、もしちょっと考えたところです。もし馴染みませんねとなれば、僕たちで出して、意見したほうがいいのかもしれませんし、条例はどうしても難しいとなれば、じゃあどの計画に入れてくるのみたいな形で、もちろんグランドデザインのところもご指摘がありましたし、かながわこども・若者みらい計画の中に、もうちょっと具体的に示していくとか、手法としては、いくつかあるのではなかろうかというふうに思う。

いずれにしても、結構、これだけ時代の変化が激しい中で、5年間同じものを使っていくというのは、時代に合わなくなってきたているのだろうなと。先ほどカードの話もありましたけれども、そういう部分も時代によって変わってきますし、個人的には、バージョンアップというのは必要ではないかなと思うのですね。緊急性があるかないかはちょっと微妙ですけれども、私としては、このバージョンアップをしていくということを議論した上で、さらに良いものにして、改正していくということは望ましいと思っているところであります。

あと、この事例とは合わないかもしれませんけれども、今、国会の方でも、売春防止法の改正とかのところで、相手側にも罰則を設けましょうみたいな動きが出てきたりというところもあったりするので、もしかしたらそういう相手方に対する何かこう、そうしたら、こういう罰則が条例でありますよとか、抑止のようなものがもしかしたら設けたらいののかなとか、教員の不祥事にも写真を撮ってネットで皆で共有したりとかあったところなんかの抑止にも、もしかしたら、この条例が生きてくるみたいなものがあると、さらに良いのかなというふうにはちょっと個人的には思う。それ以上いけば、もちろん法で罰するということなんでしょう。いろんなことができる青少年保護育成条例ではないのかなとちょっと思っていて審議会の皆様のご意見いただきながら、バージョンアップができれば良いのではなかろうかと思った次第です。

○渡邊部会長

令和8年度の見直しですが、本部会で必要性について提言するスケジュールですが、本日、まだ情報の確認が必要な点もあることが確認されましたが、協議事項3については、本日の部会の審議会で、対応表明をしなければいけないということでしょうか。

○青少年課長

基本的に、大体この調書は1年後に提出する運びになっているので、当然ながらやはり今日やって、もうやらないというなんという話ではなくて、こちらからお出しすべき資料等もございますので、改めて、1月は優良図書の関係になりますので、その次ということになろうかと思いますが、この1年で、ご議論いただくということになろうかと思います。

○渡邊部会長

神奈川県の条例でどのようにこの問題と向きあうかご意見いただきました。継続的にこの問題に向き合っていくということでお願いします。他に委員からご意見はござりますか。

○いそもと委員長

全体ちょっと長くなっていますから、資料の確認なんですけれど、社会環境実態調査の概要で、

令和6年だけ極端に少ないというところがあったので、令和5年が499、資料番号39がちょっと気になったので、資料の説明ということで、教えていただきたい。

○渡邊部会長

スライド番号39を共有していただけますか。

○いそもと委員長

棒が引いてあるところはやってないから、何だったのかなと思っています。

○渡邊部会長

事務局の方で改めてご説明していただけますか。

○事務局

社会環境実態調査は私たち職員が立入調査をするに先だって、県内にある何千店舗を職員が立入調査するのは難しいので、本日欠席されております岸委員が担ってらっしゃるような青少年指導員のご協力をいただきながら県内の店舗で、特に注意が必要な例えはカラオケボックスとかインターネットカフェとかの状況を、目で見ていただいて、ここが怪しい、職員がチェックする必要があるものをピックアップしていただくという趣旨のものでございます。当然コロナ禍の影響が残る令和3年などは少なくなっているのですが、その年によって、この業種に対しての調査をお願いできますかというようなことを、こちらからお願いして入っていただいているので、年によって対象業種が変わっていることもございます。最近の状況といたしまして、青少年指導員自身の成り手が不足していることも伝え聞いておりまして、青少年指導員の負担軽減というところも強く要望されているようなところでございまして、職員で立入が可能な部分については、極力、青少年指導員の負担をかけないように件数を精査した結果が、令和6年度の減少数ということになってございます。

○いそもと委員長

はい、ありがとうございます。よくわかりました。今のお話伺って、その青少年指導員が減ってるというのは私も実態としてよく分かっているし、今後増えることはなかなかないだろうなという。ただ、こういった実態調査だから、少なくなってもいいよねというわけには多分いかないと思いますので、違うやり方というのですか、どういうふうにこの実態調査をやっていったらいいのかというところ、もし何かお考えがあれば。

○青少年課長

例えばコンビニではいわゆる成人向け雑誌とか、そういうのを置かなくなったりして、それは、必要性そのものは若干減ったというところで落としていて、ドラッグストア等もそういった中で、実態として社会環境実態調査の結果、ほぼ怪しいものは無い、ということの中で、そういったことでございます。ただ、あくまでも社会環境部実態調査は事務局の方から申し上げました通り、先立っての調査というか、実際には社会環境実態調査で、問題が発見されたということ以外に、例えば通報がありましたとか、うちの立入調査によったりしているところもあるので、委員おっしゃる通り、なかなか現在も人がいないので、しょうがないねということではなくて、そういった他の情報源も含め、またある程度集中的に、例えばカラオケボックスはやはり、比較的に個室営業だったりして、重点的に見る必要があるというところなどを評価したりしているなど、メリハリをつけながら、実態としてあまり効果の落ちない調査を今後もやっていきたいと考えています。

○渡邊部会長

ありがとうございます。他にございませんか。条例見直しについては以上となります。次回の日程ですね、事務局ではいつごろ考えでございましょうか。

○事務局

次回の日程につきましては、1月下旬から2月初旬頃を考えております。本日、資料の中に日程調整回答表を同封しておりますので、メールまたはファックスで12月3日（水）までにご回答をお願いいたします。後日メールにての回答票のデータも送付いたします。

次回の議題は「優良図書の推薦」の予定です。10月末時点で39冊の申請がきております。よろしくお願いいたします。

○渡邊部会長

それではこれで、本日の神奈川県 児童福祉審議会社会環境部会を終了します。長時間にわたるご協議、大変お疲れ様でした。

以上